

大阪市組合等土地区画整理資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、健全な住宅市街地の造成及び既成市街地の再生の促進を図るため、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号。以下「区画法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により土地区画整理事業（以下「事業」という。）を施行する個人施行者（施行地区内の宅地の所有者若しくは借地権者が 2 人以上存する場合に限る。）及び土地区画整理組合（以下「組合等」という。）に対し、組合等土地区画整理資金貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付を行うことを目的とする。

(貸付対象事業)

第2条 貸付を行う事業は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和 41 年法律第 20 号。以下「貸付法」という。）第 1 条第 4 項第 1 号の事業のうち都市開発資金貸付要領（平成 11 年 4 月 1 日建設省経整発第 28 号、建設省都再発第 29 号、建設省都区発第 24 号、建設省住街発第 39 号、建設省建設経済局長、建設省都市局長、建設省住宅局長通知。以下「貸付要領」という。）第 4 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当するもので、都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和 41 年 4 月 18 日政令第 122 号。以下「貸付令」という。）第 16 条第 1 号に規定する区域における事業とする。

(貸付額)

第3条 一の組合等に対し貸付ける総額は、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号。以下「区画令」という。）第 63 条第 1 項各号（第 8 号を除く。）に掲げる費用の 2 分の 1 の範囲内とし、かつ、次に掲げる金額を合計した金額の 2 分の 1 を乗じて得た金額を超えないものとする。

- (1) 区画令第 63 条第 1 項第 1 号から第 9 号まで（第 8 号を除く。）に掲げる費用については、施行地区の面積に貸付要領第 4 条の 4 第 1 項第 1 号に定める既成市街地等（近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）第 2 条第 3 項に定める区域）の場合における 1 平方メートル当り金額を乗じて得た金額
- (2) 区画令第 63 条第 1 項第 10 号に掲げる費用については、前号の金額を次に掲げる金額に区分して、それぞれの率を乗じて得た金額の合計額

区 分	率
5,000 万円以下の金額に対して	6. 5 %
5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5 %
1 億円を超え 3 億円以下の金額に対して	3. 5 %
3 億円を超え 5 億円以下の金額に対して	2. 0 %
5 億円を超え 10 億円以下の金額に対して	1. 0 %
10 億円を超える金額に対して	0. 5 %

- 2 一の組合等に対し各年度に貸付ける額は、当該組合等の当該年度における収支不足額を限度とし、かつ、本市の毎年度の予算の範囲内とする。

(貸付条件)

第4条 貸付金は無利子とする。

- 2 貸付金の償還期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 区画法第14条第2項の規定により設立された土地区画整理組合で同条第3項の規定による事業計画の認可を受けていないもの（以下「早期設立組合」という。）に対する貸付金 10年（8年以内の据置期間を含む。）以内

(2) 前号に掲げる貸付金以外の貸付金 8年（6年以内の据置期間を含む。）以内

- 3 貸付金の償還期限は、前項第1号に掲げる貸付金にあつては区画法第21条第4項の規定による早期設立組合の設立についての認可の公告があつた日の翌日から起算して12年以内とし、前項第2号に掲げる貸付金にあつては区画法第9条第3項又は第21条第3項の規定による土地区画整理組合の設立についての認可の公告があつた日の翌日から起算して10年以内とする。

- 4 貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、第1回の償還期日が9月14日又は3月14日となるように据置期間を適宜定めるものとする。ただし、当該期日が銀行休業日にあたる場合は、直後の営業日を償還期日とする。

(貸付申請)

第5条 貸付を受けようとする組合等は、貸付申請に当り、組合等資金貸付金貸付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を本市に提出しなければならない。

(1) 組合等資金貸付金借入計画書（様式第2号）

(2) 組合等資金貸付金償還計画書（様式第3号）

(3) 組合等資金貸付金事業計画書（様式第4号）

(4) 組合等資金貸付金資金計画書（様式第5号）

(貸付決定通知)

第6条 本市は、貸付を決定したときは、組合等資金貸付金貸付決定通知書（様式第6号）によりその旨を組合等に通知する。

(借用書の提出)

第7条 組合等は、貸付金の交付を受けるにあたり、組合等貸付金借用証書（様式第7号）を提出しなければならない。

(保証人)

第8条 貸付を受ける組合等は、連帯して保証債務を負担する保証人（以下「保証人」という。）を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、時価評価額が貸付金額以上の価額を有する確実と認められる有価証券等若しくは土地又は建物を市内に有する者でなければならない。

- 3 第1項の保証人が貸付金債権を保全するに適當でないと本市が認めたときは、組合等は、保証人を変更しなければならない。

(担保)

第9条 貸付金債権を保全するため本市が必要があると認めたときは、貸付を受けた組合等又は保証人は、担保を提供しなければならない。

- 2 前項の担保は、市内に存する土地又は建物若しくは確實と認める有価証券等で、時価評価額が貸付金額以上の価額を有する物でなければならない。

- 3 本市が、第1項の担保の価額が減少し、貸付金債権の保全に支障をきたす恐れがあると認めたときは、当該組合等又は保証人に対して、担保の追加又は変更を要求することができる。

(償還期限の繰上)

第10条 貸付を受けた組合等が次の各号に該当したときは、本市は、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

(1) 貸付令第29条第1号に該当したとき

(2) 組合等が特別の事由により繰上償還の申込みをしたとき

(加算金の徴収)

第11条 本市が前条第1号の規定により償還期限を繰り上げた場合において、その理由が、貸付令第29条第1号イ又はハによるときは、その貸付を受けた日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その貸付金の額に年10.75%の割合を乗じて計算した額を徴収することができる。

(延滞金の徴収)

第12条 貸付を受けた組合等が貸付金の償還を怠ったときは、本市は、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75%の割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができる。

(実績報告書の提出)

第13条 貸付を受けた組合等は、翌年度の4月10日までに組合等貸付金収支調書(様式第8号)を本市に提出しなければならない。

- 2 貸付を受けた組合等は、翌年度の6月5日までに組合等資金貸付金実績報告書(様式第9号)に次の各号に掲げる書類を添えたものを2部本市に提出しなければならない。

(1) 組合等貸付金実績調書(様式第10号)

(2) 組合等資金貸付金施行者別事業資金調書(様式第11号)

(3) 組合等資金貸付金進捗状況図

(4) 第15条で作成した台帳等の写し

- 3 組合等資金貸付金進捗状況図は縮尺1,000分の1から3,000分の1までの設計図に次表に従って記入するものとする。

事項	道路	水路	公園緑地	整地	移転	仮換地指定区域
色別	朱	青	緑	橙	赤	紫
表示の方法	過年度施行済個所は、淡色塗りつぶし。ただし、仮換地指定区域についてはふちどりぼかし。 当該年度施行個所は、ふちどり。					

4 前項までの規定に関わらず、貸付を受けた組合等は、本市が必要とする資料を提出しなければならない。

(報告)

第 14 条 貸付を受けた組合等は、次の各号に該当するにいたったときは、直ちに本市に報告し、かつ、その指示に従わなければならない。

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (2) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき
- (3) 事業の変更（軽微な変更を除く）を行う必要が生じたとき

(経理の明確化)

第 15 条 組合等は、貸付金を、他の経費と区分して経理し、台帳等を備え置いて経理状況を明確にしておかなければならない。

(その他)

第 16 条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じて都市整備局長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 25 年 3 月 18 日から施行する。

貸付申請関係書類様式

組合等資金貸付金貸付申請書（様式 1 号）

組合等資金貸付金借入計画書（様式 2 号）

組合等資金貸付金償還計画書（様式 3 号）

組合等資金貸付金事業計画書（様式 4 号）

組合等資金貸付金資金計画書（様式 5 号）

組合等資金貸付金貸付決定通知書（様式 6 号）

組合等資金貸付金借用証書（様式 7 号）

組合等資金貸付金収支調書（様式 8 号）

年度別組合等資金貸付金実績報告書（様式 9 号）

組合等資金貸付金実績調書（様式 10 号）

組合等資金貸付金施行者別事業資金調書（様式第 11 号）

様式第 1 号

平成 第 年 月 日

大阪市長 様

申請者
代表者氏名 印

組 合 等 資 金 貸 付 金 貸 付 申 請 書

都市開発資金の貸付けに関する法律第 1 条第 4 項第 1 号による土地区画整理事業に要する資金 金 円を別紙記載の条件により借用したく、関係書類を添えて申請します。

(別紙)

第1条 借入金は、平成 年 月 日まで据え置き、以後下記のとおり分割して、各償還期日までに支払います。

割 賦 金 額	償 還 期 日
金 円	平成 年 月 日

第2条 土地区画整理事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、貴市の指定する日までに借入金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借入金の償還にあたっては、貴市の指定する方法で行います。

第4条 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により貴市が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年 10.75 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 特別の事由により繰上償還の必要が生じた場合には、第1条にかかわらず、貴市に対して組合等資金貸付金を繰上償還します。

第6条 貴市が、次の各号の一に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- (1) 借入金を借用の目的以外に使用したとき又は平成 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。
- (2) 借入金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。
- (3) 第7条、第8条、第9条又は第11条の定めに反したとき。

2 貴市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年 10.75 パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。

第8条 債務者又は保証人は、貴市が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。

2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。

第9条 貴市が、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更又は増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第10条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに貴市に報告し、その指示に従います。

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合
- (3) 事業計画変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第11条 毎年度末の組合等資金貸付金収支調書を翌年度の4月10日までに貴市に提出します。

2 毎年度末の組合等資金貸付金実績報告書を翌年度の6月5日までに貴市に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から起算して30日以内に組合等資金貸付金実績報告書を貴市に提出します。

3 貴市において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第12条 本貸付申請書に記載された債務を履行しない場合において、第8条に定める抵当権が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。

様式第2号
大 阪 市

組合等資金貸付金借入計画書

(単位:千円)

施行者名	設立等認可年月日	施行面積		平成 年度まで	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度以降	計	借 入 限 度 額
		m ²	事業費							
			借 入 (予定)額							

様式第 3 号
大 阪 市

組合等資金貸付金償還計画書

償 還 期 日

(単位:千円)

施行者名	借入年月日	借入金額	据置期間	割賦金額	償 還 期 日						備考
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

(注) 割賦金額に 1 0 0 円未満の端数を生じたときは、その端数は最後の償還期日の金額に加えるものとする。

組 合 等 資 金 貸 付 金 事 業 計 画 書

(単位:千円)

施行者名		設 立 等 認 可 年 月 日			平成 年 月 日			施 行 期 間	平成 年～ 年	
事 業 内 容		全 体 設 計			前年度まで 金 額	今 年 度			次年度以降 金 額	備 考
		数量	単価	金 額		数量	単価	金 額		
工 事 費	調 査 設 計 費	(㎡)								
	道 路 築 造 費	(㎡)								
	水 路 築 造 費	(㎡)								
	公 園 築 造 費	(㎡)								
	移 転 移 設 費	(戸件)								
	整 地 費	(㎡)								
	損 失 補 償 費	(件)								
	法第2条	上 水 道 新 設 費								
	第2項該	下 水 道 新 設 費								
	当事業費	ガ ス 新 設 費								
工 事 雑 費										
小 計										
事 務 費										
工 事 費 事 務 費 計										
貸 付 対 象 事 業 費										
借 入 金 利 子										
総 事 業 費										
施行面積 ㎡ 換算面積 ㎡		貸付限度額算定根拠							整理後の土地利用%	整理後の公共利用率
D I D 内 ・ 隣 接 ・ 外										
市街地再開発事業区									㎡	
高度利用推進区									㎡	
景観計画区域									㎡	
新たに造成される住宅市街地率									%	
地区の容積率									%	

注) 1. 事業計画内容については二重線枠内に貸付該当年度分を記入すること。
2. 法(この様式においては『区画法』を言う。)第2条第2項欄は、上水道、下水道等工種に応じて欄を設けて記入すること。
3. 施行地区内に都市計画において定められている都市施設の名称、幅員、延長、規模等を備考欄に記入すること。
4. 「換算面積」とは、要領第4条の2第1項第2号及び同条第3項第2号に規定する、「施行地区の面積をヘクタールで表した場合のその数値に当該施行地区に係る都市計画において定められた又は定められることが確実な容積率を乗じて得た数値」をいう。
5. 「D I D」欄には、最近年の国勢調査の結果による人口集中地区(D I D)の内、隣接、外の別について、該当するものを○で囲むこと。
6. 「景観計画区域」とは、景観法第8条第1項に規定する「景観計画」において同条第2項の規定により定める区域をいう。
7. 地区内に複数の容積率の区域が存在する場合は、「地区の容積率」の欄には、各容積率の加重平均により、地区平均を算出して記入すること。

組 合 等 資 金 貸 付 金 資 金 計 画 書

施行者名					(単位:千円)				
					前年度まで	今年度	次年度以降	合 計	備 考
収 入	保 留 地 処 分 金								
	補 助 ・ 助 成 金 そ の 他								
	借 入 金	都市開発資金の貸付けに関する法律 による借入金（注）	貸 付 者	都道府県等					
				市 町 村					
				合 計					
	そ の 他 の 借 入 金								
合 計									
支 出	工 事 費 事 務 費 計								
	借 入 金 償 還	都市開発資金の貸付けに関する法律 による借入金（注）	貸 付 者	都道府県等					
				市 町 村					
				合 計					
	そ の 他 の 借 入 金								
	利 子 分								
そ の 他									
合 計									

（注） 一の地区に対して複数の地方公共団体が組合等資金貸付金を貸付け（予定を含む）ている場合には、「貸付者」の欄の区分にしたがって記入（「都道府県等」欄都道府県又は指定都市の貸付分、「市町村」の欄に市町村（指定都市を除く。）の貸付分を記入）し、備考欄に地方公共団体名（本申請に係る地方公共団体を除く。）を記入すること。

その他借入金内訳

借 入 先	借 入 金 額	借入期間	利 率	備 考
		年 月 ～ 年 月	%	
合 計				

保留地処分計画

年 月	面 積	単 価	金 額	備 考
	m ²	円		
合 計				

様式第 6 号

第 号
平成 年 月 日

(施 行 者 名)
(代表者氏名) 様

大阪市長 印

組 合 等 資 金 貸 付 金 貸 付 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付 第 号で貸付申請のあった標記貸付金については、下記のとおり貸付けることにしましたので通知します。

記

- 1 貸付金額 金 円
- 2 据置期間 平成 年 月 日まで
- 3 償還期日

償 還 金 額	償 還 期 日
金 円	平成 年 月 日

- 4 貸付金を貸付の目的に使用しなければならない期限
平成 年 月 日
- 5 その他の貸付条件
平成 年 月 日付 第 号の貸付申請書記載のとおり
- 6 この通知書を受け取ったときは、すみやかに別紙の借用証書に必要事項を記入し、
記名押印のうえ提出すること。

組合等資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律第 1 条第 4 項第 1 号による土地
区画整理事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法及びこれに基づく命令の規定並びに下記事項を守り、償還期日
までに必ず償還します。

記

第 1 条 借用金は、平成 年 月 日まで据え置き、以後下記のとおり分割し
て、各償還期日までに支払います。

割 賦 金 額	償 還 期 日
金 円	平成 年 月 日

第 2 条 土地区画整理事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を
必要としなくなったときは、貴市の指定する日までに借用金のうち不必要となった
部分を返還します。

第 3 条 借用金の償還にあたっては、貴市の指定する方法で行います。

第 4 条 借用金の償還又は第 2 条による返還を怠ったときは、償還期日又は第 2 条に
より貴市が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還す
べき金額に年 10.75 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第 5 条 特別の事由により繰上償還の必要が生じた場合には、第 1 条の規定にかかわ
らず、貴市に対して組合等資金貸付金を繰上償還します。

第 6 条 貴市において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部に
ついてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- (1) 借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は平成 年 月 日
までに借用の目的に使用しないとき。
- (2) 借用金の償還又は第 2 条による返還を怠ったとき。
- (3) 第 7 条、第 8 条、第 9 条又は第 11 条の定めに反したとき。

2 貴市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借入金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借入の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。

第8条 債務者又は保証人は、貴市が担保物件の提供を要求したときはただちにこれに応じます

2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。

第9条 貴市において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更又は増担保の提供その他担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第10条 次の各号の一に掲げる場合には、直ちに貴市に報告し、その指示に従います。

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合
- (3) 事業計画の変更（軽微な変更を除く）を行う必要が生じた場合

第11条 組合等資金貸付金収支調書を翌年度の4月10日までに貴市に提出します。

2 毎年度末の組合等資金貸付金実績報告書を翌年度の6月5日までに貴市に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に組合等資金貸付金実績報告書を貴市に提出します。

3 貴市において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借入の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第12条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第8条に定める抵当権が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。

平成 年 月 日

所在地
債務者
代表者

印

住 所
保証人

印

様式第 9 号

平成 第 年 月 日

大阪市長

様

申請者
代表者氏名

印

年度別組合等資金貸付金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって貸付決定通知を受けました
標記のことにつきまして、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 貸付事業名
組合等区画整理資金貸付金事業
- 2 市から組合への貸付決定額及びその精算額
貸付決定額 円
貸付金精算額 円
- 3 貸付事業の成果
別紙の添付資料のとおり

組合等資金貸付金実績調書

(単位:千円)

施行者名		設 立 等 認 可 年 月 日			平成 年 月 日			施 行 期 間	平成 年～ 年	
事 業 内 容		全 体 設 計			前年度まで 金 額	今 年 度			次年度以降 金 額	備 考
		数量	単価	金 額		数量	単価	金 額		
工 事 費	調 査 設 計 費 (㎡)									
	道 路 築 造 費 (㎡)									
	水 路 築 造 費 (㎡)									
	公 園 築 造 費 (㎡)									
	移 転 移 設 費 (戸件)									
	整 地 費 (㎡)									
	損 失 補 償 費 (件)									
	法第2条 第2項該 当事業費	上 水 道 新 設 費								
		下 水 道 新 設 費								
		ガ ス 新 設 費								
	工 事 雑 費									
	小 計									
	事 務 費									
	工 事 費 事 務 費 計									
	貸 付 対 象 事 業 費									
	借 入 金 利 子									
	総 事 業 費									
施行面積 ㎡ 換算面積 ㎡		貸付限度額算定根拠							整理後の土地利用率	整理後の公共利用率
D I D 内 ・ 隣 接 ・ 外										
市街地再開発事業区									㎡	
高度利用推進区									㎡	
景観計画区域									㎡	
新たに造成される住宅市街地率									%	
地区の容積率									%	

注) 1. 事業計画内容については二重線枠内に貸付該当年度分を記入すること。
2. 法(この様式においては『区画法』を言う。)第2条第2項欄は、上水道、下水道等工種に応じて欄を設けて記入すること。
3. 施行地区内に都市計画において定められている都市施設の名称、幅員、延長、規模等を備考欄に記入すること。
4. 「換算面積」とは、要領第4条の2第1項第2号及び同条第3項第2号に規定する、「施行地区の面積をヘクタールで表した場合のその数値に当該施行地区に係る都市計画において定められた又は定められることが確実な容積率を乗じて得た数値」をいう。
5. 「D I D」欄には、最近年の国勢調査の結果による人口集中地区(D I D)の内、隣接、外の別について、該当するものを○で囲むこと。
6. 「景観計画区域」とは、景観法第8条第1項に規定する「景観計画」において同条第2項の規定により定める区域をいう。
7. 地区内に複数の容積率の区域が存在する場合は、「地区の容積率」の欄には、各容積率の加重平均により、地区平均を算出して記入すること。

組 合 等 資 金 貸 付 金 施 行 者 別 事 業 資 金 調 書

施行者名					(単位:千円)				
					前年度まで	今年度	次年度以降	合 計	備 考
収 入	保 留 地 処 分 金								
	補 助 ・ 助 成 金 そ の 他								
	借 入 金	都市開発資金の貸付けに関する法律 による借入金（注）	貸 付 者	都道府県等					
				市 町 村					
				合 計					
	そ の 他 の 借 入 金								
合 計									
支 出	工 事 費 事 務 費 計								
	借 入 金 償 還	都市開発資金の貸付けに関する法律 による借入金（注）	貸 付 者	都道府県等					
				市 町 村					
				合 計					
	そ の 他 の 借 入 金								
	利 子 分								
そ の 他									
合 計									

（注） 一の地区に対して複数の地方公共団体が組合等資金貸付金を貸付け（予定を含む）ている場合には、「貸付者」の欄の区分にしたがって記入（「都道府県等」欄都道府県又は指定都市の貸付分、「市町村」の欄に市町村（指定都市を除く。）の貸付分を記入）し、備考欄に地方公共団体名（本申請に係る地方公共団体を除く。）を記入すること。

その他借入金内訳

借 入 先	借 入 金 額	借入期間	利 率	備 考
		年 月 ～ 年 月	%	
合 計				

保留地処分計画

年 月	面 積	単 価	金 額	備 考
	m ²	円		
合 計				